

## 意見公募手続結果概要

(様式2)

令和6年3月15日

担当部課 障がい福祉課

### 【案件名:「第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画」】

令和6年1月15日～2月15日の間、実施いたしました当該案件に係る意見公募手続の結果の概要は、以下のとおりです。

#### ①提出意見の件数

合計 1名 (提出者の人数)

延べ 4件 (意見を内容別に集計しています。)

#### ②意見の内容別

- ・障がい福祉サービスに関するもの 2件
- ・人員に関するもの 2件

#### ③提出意見に対する市の考え方

| 意見の概要  | 意見に対する考え方  |
|--|--|
| <p>【障がい福祉サービスに関するもの】</p> <p>P37 就労選択支援【実施方針】新規</p> <p>四條畷市には就労移行支援事業所がありません。就労選択支援の実施主体となる条件「過去3年間において3人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている事業者(移行・継続支援)」も限られます。さらなる就労B型の定員空きを加速させる恐れがあります。それから特別支援学校の在学中より複数回利用可能な事業なので、支援学校との連携や子ども施策との連携強化も必要と考えます。令和7年10月を見据えて、計画的で円滑な新規事業実施を望みます。</p> | <p>就労移行支援事業所の確保や就労継続支援B型事業所の定員空きは本市の課題であると認識しています。市内の就労系サービス事業所と課題の整理を行い、就労支援の充実に向けて取り組んでまいります。また、教育分野との連携も一層強めてまいります。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>【人員に関するもの】</p> <p>P74 ②児童発達支援センターが中核的機能を果たす③事業所への働きかけ</p> <p>児童発達支援センターは、障がいのある子どもがそれぞれの状況に合わせて地域で安心して生活していくための環境づくりの中心でもあります。保育所等訪問支援事業も人員不足、居宅等訪問事業も児童発達支援センターが率先して実施すべき事業だが、人員不足と聞いています。中核的機能として、児童発達支援センター側から障害福祉サービスを実施する民間事業者へもアプローチが必要だと考えます。機能強化するにも、現事業の円滑の実施にも、この福祉計画を具体的に進めるためにも、重要な部署です。担当する人員増を望みます。</p> | <p>保育所等訪問支援事業や居宅等訪問事業、また児童発達支援センターの中核的機能につきまして、更なる支援等の充実に努める必要があると認識しております。人員増につきましては、当事業を含めた事業全般を進める中で、利用者のご意見や実績、今後の業務量などを踏まえたくえ、必要に応じた人員体制に努めてまいります。</p> |
| <p>【障がい福祉サービスに関するもの】</p> <p>P101 第2節各主体の役割</p> <p>令和6年の報酬改定に伴う指定基準の改正により、「支援の質の確保」が重要視され、指定障害者支援施設等は、利用者及びその家族、地域住民の代表、その他市町村担当者等により構成される「地域連携推進会議」をすることが令和7年度から義務化されます。令和6年度は経過措置となるが準備期間は1年しかないこととなります。すべての障害福祉サービス事業者が令和7年度から確実に会議を実施できるように行政には「地域連携推進会議」の前準備をお願いしたい。</p>   | <p>国や府の動向を踏まえつつ、「地域連携推進会議」の実施に向けた検討を今後進めてまいります。</p>   |

【人員に関するもの】

P101 第2節各主体の役割

現状の障がい福祉課の状況では、施策推進を担う担当者が明確でなく、福祉計画とともに、短期間の将来的見通しを持って施策や事業を実施する人員を障がい福祉課に現人員と別枠で新たに確保されることを望みます。

障がい福祉計画は、当課で全体的な進行管理を行い、半期ごとに開催する「四條畷市福祉計画等検討委員会」において各施策の進行状況を定期的に点検、評価、改善しています。着実な推進に向けて、ご意見いただいた人員の確保については、今後の業務内容を踏まえたうえで、必要に応じた人員体制に努めてまいります。